

23 価肺炎球菌ワクチン予防接種を受ける前に・一般注意

市川町保健福祉センター

《23 価肺炎球菌ワクチンについて》

肺炎は、日本人の死因第3位で、なかでも一番多い病原菌は肺炎球菌によるものだといわれています。

肺炎球菌には90種類以上の型があり、23 価肺炎球菌ワクチンはそのうちの23種類に対して免疫をつけることができるといわれています。すべての肺炎を予防できるわけではありませんが、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぎます。

ワクチンの抗体価は、健康な人は少なくとも5年間持続するといわれていますが、免疫能が低下している人は、抗体レベルの低下が早いことも知られています。

《予防接種を受けることが適当でない人》

- ①明らかに37.5℃の発熱がある人
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③23 価肺炎球菌ワクチンの成分によってアナフィラキシー（アレルギー反応）を起こしたことがある人
- ④そのほか、医師が不適当だと判断された人

《予防接種を受ける前に、医師と相談する人》

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ②以前に予防接種を受けた後、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わせる異常がみられた人
- ③今までにけいれんをおこしたことがある人
- ④今までに、免疫不全と診断されたことがある人、及び近親者が先天性免疫不全の人

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ①接種後に軽微な発熱、注射部位の腫脹、疼痛がある場合がありますが、1～2日で消失します。
- ②入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

《副反応について》

接種後に軽微な発熱・注射部位の腫脹・疼痛などがみられることがありますが、通常1～2日のうちに消失します。ほかに、発赤・頭痛・腋窩痛（脇の下の痛み）かゆみがあります。

注射部位の異常な反応や、体調の変化がある場合は医師に相談してください。

《予防接種による健康被害制度について》

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと厚生労働大臣が認定した場合に限ります。